

3. 許可基準

(1) 対象物件

特定物件でない建築物・工作物・環境要素（以下「非特定物件」といいます）

(2) 対象行為

非特定物件の建築物・工作物・環境要素に対する全ての行為

■許可基準(表)

項目			許可基準		解説
			茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋	
建築物	位置	敷地位置・形状	原則、既存の宅地を使用、もしくはかつて建物があった場所を宅地とする。		原則、新規造成は認めない。
		建物位置	特別事情により建物位置及び棟方向を変更する際は、かつてあった建物と同じとするか、隣接する伝建との関係性を考慮し歴史的風致を損なわないものとする。		風向きなどの環境要因により局所的に敷地内建物位置・棟方向に傾向があると言われる。この傾向を尊重し、歴史的風致を損なわない建物位置・棟方向とする。
	規模	平面規模	特別事情により新增改築を行い、規模を変更する際は、周囲の同種・同用途の伝建の規模に準じ、歴史的風致を損なわないものとする。		新增改築などを行う際、屋根葺材・建物用途・規模が類似する特定物件を参考とし、敷地位置・建物位置など集落景観に与える影響を考慮して、総合的に判断する。
		高さ・階数	特別事情により新增改築を行い、高さ・階数を変更する場合は周囲の同種・同用途・同程度規模の伝建の高さ・階数に倣い歴史的風致を損なわないものとする。高さは原則8mを超えないものとする。		
形態	基礎	自然石によらない場合は、原則、基礎部分の見え掛りが30cm以下となるよう設け歴史的風致を損なわないものとする。		特定物件・非特定物件に拘らずコンクリート布基礎を用いる建物が多くなり、集落景観に影響を及ぼしている。コンクリート布基礎は可能な限り小さく見える工夫を取り入れ、歴史的風致を損なわないものとする。	
		構造			木造以外とする場合は、原則、外部にその構造部材を現わさないものとする。
	主屋根	形式	切妻とする。伝統的な入母屋風は可とする。	原則、切妻又は入母屋とする。	伝統的建造物に準じ、歴史的風致との調和を図る。
		勾配	矩勾配以上(主屋根は60°程度)とする。	3～5寸勾配程度とする。	
	下屋	勾配	茅葺箇所は矩勾配以上。その他葺箇所は2～5寸勾配程度とする。		
意匠	屋根葺材	主屋根	コガヤ(カリヤス)又はオガヤ(ススキ)とし歴史的風致を損なわないものとする。		原則、板金葺・瓦葺・木板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。
		下屋	原則、茅葺・板金葺・瓦葺・木板葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。		
	軒・螻羽の出		歴史的風致を損なわないものとする。		茅葺の伝統的建造物に準じ、歴史的風致との調和を図る。
	軒裏仕上	茅葺	葺裏あらわしとする。	－(非該当)	
他葺		野地板・垂木・腕木・桁あらわしによらない場合は、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。		軒天井などを設けることは避け、歴史的風致を損なわないものとする。	

項目		許可基準		解説
		茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋	
	ミズハリ・ノノセ	ミズハリは木を使用する。ノノセを木以外とすることは、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。	－(非該当)	特に見え掛りとなるミズハリは、伝統的建造物に準じて木を使用し、歴史的風致との調和を図る。
	外壁	歴史的風致を損なわない仕様の板壁、左官壁およびこれに類似したものとする。金属板張りやモルタル仕上等の使用は、使用箇所・意匠・仕上色が歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。		全面を板金張りやモルタル仕上げなどにすることは避け、歴史的風致を損なわないものとする。
	開口部	位置・大きさ	原則、住宅主屋における1階居室部は掃き出し開口とする。建具を含めた開口部の意匠が歴史的風致を損なわないと認められる場合はこの限りではない。	大壁造りの建物などで見られる高窓・小窓や大窓などの開口部は避け、歴史的風致を損なわないものとする。
		建具	原則、引戸形式の木製建具とする。それ以外とする場合は、古色の素材を用い、縦格子による覆いを設置するなどにより、歴史的風致を損なわないものとする。	室内環境改善等を目的として鋼製・樹脂製建具を使用する場合は、室内側(外部から見えない場所)に設置する方法、古色(濃茶系)を用いる方法、外部に縦格子を設置する方法、などによって歴史的風致を損なわないものとする。
	戸袋・庇・煙出し	原則、小屋妻壁の開口部には庇を設ける。庇・戸袋・煙出しを設ける際は、歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致を損なわないものとする。	庇は茅葺家屋の妻面に多く見られるが、その他葺家屋ではわずかに見られる程度。煙出しは伝統的建造物に準じた意匠を用いる。
	外構	犬走・土縁	土縁(犬走り)を設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	推奨事項だが、土縁(犬走り)は設置しなくてもよい。本規定は設置時の仕様規定とする。
		境界仕舞	境界仕舞に、コンクリート擁壁などを使用することは、歴史的風致を損なわないと認められる場合に限る。なお、原則、生垣(疎植・低木のものを除く)・塀は設けない。	
		敷地面	新規の舗装は、除雪・生活上必要最小限の範囲と認められる場合に限る。また努めて地道風とし歴史的風致を損なわないものとする。自然石の敷石・飛石は可とする。	新規の舗装は、地道風舗装であっても修景とはみなさない。
	屋外設備類	屋外設備類を外部に設置する場合は、古色の色彩を施す。		木柵・木格子等で覆えない配管<雨樋含む>・配線類は古色の色彩を施し歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	木部	新築では材料の自然色又は古色塗り(濃茶系)、増改築では古色塗とする	伝統的建造物に準じ、ツヤの少ない伝統的な素材に基づく色彩を選択することで、歴史的風致との調和を図る。
		瓦	黒系	
		金属部	濃茶系(全般に使用可)、黒系・茶系(屋根板金などに使用する)、黒系・灰系(外壁保護板金に使用する)	
		左官壁	白色、土色等、周囲の同種の伝建に準ずる	
工作物	社標・墓石・碑・掲示板など土地に定着しているもの	歴史的風致を損なわないものとする。		
	屋外広告物・看板類	歴史的風致を損なわないものとする。また、設置は最小限にとどめ、自家用広告物に限る。		
環境要素	石垣	歴史的風致を損なわないものとする。		
	水路	歴史的風致を損なわないものとする。		
	貯水池	歴史的風致を損なわないものとする。		
	道路	歴史的風致を損なわないものとする。新規舗装は、努めて地道風とし歴史的景観に配慮する。		新規の舗装は、地道風舗装であっても修景とはみなさない。
	林・樹木	特定物件に隣接し防風雪に一定の効果が認められる樹木の枯死に対し、代替植樹を伴わない伐採のみを行うことは、特定物件の保存上支障がないと認められる場合に限る。新規の植樹は在来種で行うこととし、樹高などに配慮し歴史的風致を損なわないものとする。		

項目	許可基準		解説
	茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋	
耕作地	歴史的風致を損なわないものとする。生産性の向上と利便性を考慮して、歴史的景観を阻害しない程度の近代化に配慮する。		

※ 本基準に記載のない事項、もしくは疑義が生じた場合は、市教委の指示に従うものとする(市教委は必要に応じて南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえるものとする)。